



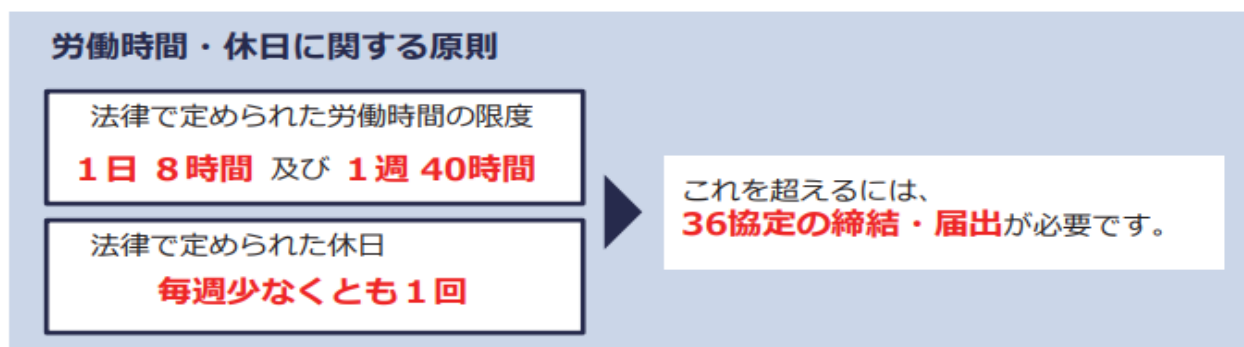
2022年1月1日

事務所ニュース Vol.278

【時間外労働規制と36協定について】

●労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、これを延長することはできません。



労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています（これを「法定休日」といいます）。法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、

- ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結
- ・所轄労働基準監督署長への届出

が必要です。36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

●「所定」と「法定」の違い

いわゆる「残業」というと、会社で定めた「所定労働時間」を超える時間のことを指すと考えの方が多いいのではないのでしょうか。一方、法律上の「時間外労働」とは、労働基準法で定められた「法定労働時間」（1日8時間・1週40時間）を超える時間のことをいいます。（ここでいう、「時間外労働」は、後者を指しています。）

例えば、始業時刻が9:00、休憩時間が12:00～13:00、終業時刻が17:30の会社であれば、所定労働時間は7:30となります。

この場合に、9:00に始業し18:00に終業した労働者については、いわゆる「残業」は30分になりますが、法律上の「時間外労働」は無しとなります。ただし、残業手当の算定基準を、「所定労働時間」を超える時間とするか、「法定労働時間」を超える時間とするかは、労使の定めによって決まります。

一方、法律上の休日労働とは、労働基準法で定められた「法定」休日に労働した時間のことをいいます。労働基準法では原則として、使用者は労働者に対して毎週少なくとも1回休日を与えなければならないと

されています。このため、「法定」休日とは、1週間につき1日の休日のことをいいます。（ここでいう「休日労働」は、法定休日に労働させることをいいます。

例えば、毎週土曜・日曜を所定休日、そのうち日曜を法定休日と定めている事業場であれば、土曜日に労働した時間は「法定」休日労働には該当せず、日曜日に労働した時間が「法定」休日労働となります。

月曜～土曜までに労働した時間が40時間を超えていた場合には、超えた時間は「時間外労働」にカウントされるので、注意が必要です。

●時間外労働の上限規制

2018（平成30）年6月に労働基準法が改正され、36協定で定める時間外労働に罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）付きの上限が設けられることとなりました。時間外労働の上限（「限度時間」）は、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）を超えることはできません。また、月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

・下記の事業・業務については、上限規制の適用が猶予されます。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務		●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。

* ご不明な点等ございましたら、当事務所までお問い合わせください。

○当事務所からのお知らせ

・労働保険料第3期分の納付について

口座振替の事業主様は令和4年1月12日（水）が振替日、口座振込の事業主様は令和4年1月31日（月）が振込期限となっております。今一度ご確認をお願い致します。

後記

昨年末には、日本国内においては新型コロナウイルス感染者数が減少し行動制限が緩和されるようになってきました。早くコロナ禍が終息し経済活動が復活してほしいものです。

今年は、壬寅（みづのえとら）、厳しい冬を超えて、春が芽吹き始め、新しい成長の礎となる年だそうです。そのような年になるよう努力したいと思います。本年もよろしくお願い申し上げます。

